

チャレンジ鹿児島労働局（22年11月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

10月の有効求人倍率は0.45倍で、 前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は0.45倍となり、前月(0.44倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.77倍となり、前月(0.78倍)を0.01ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比15.5%の増と9ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(3.9%増)は9ヶ月連続の増加、製造業(6.5%減)は再び減少、運輸業、郵便業(7.4%増)は4ヶ月連続の増加、卸売業、小売業(26.2%増)は2ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(21.0%増)は8ヶ月連続の増加、医療・福祉(19.5%増)は9ヶ月連続の増加、サービス業(26.0%増)は3ヶ月連続の増加となりました。

新規求職者数は前年同月比4.9%の減と3ヶ月ぶりに減少となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者(7.4%増)は8ヶ月連続の増加となりました。また、離職求職者(8.0%減)は3ヶ月ぶりに減少、無業求職者(5.4%減)も4ヶ月ぶりに減少となりました。

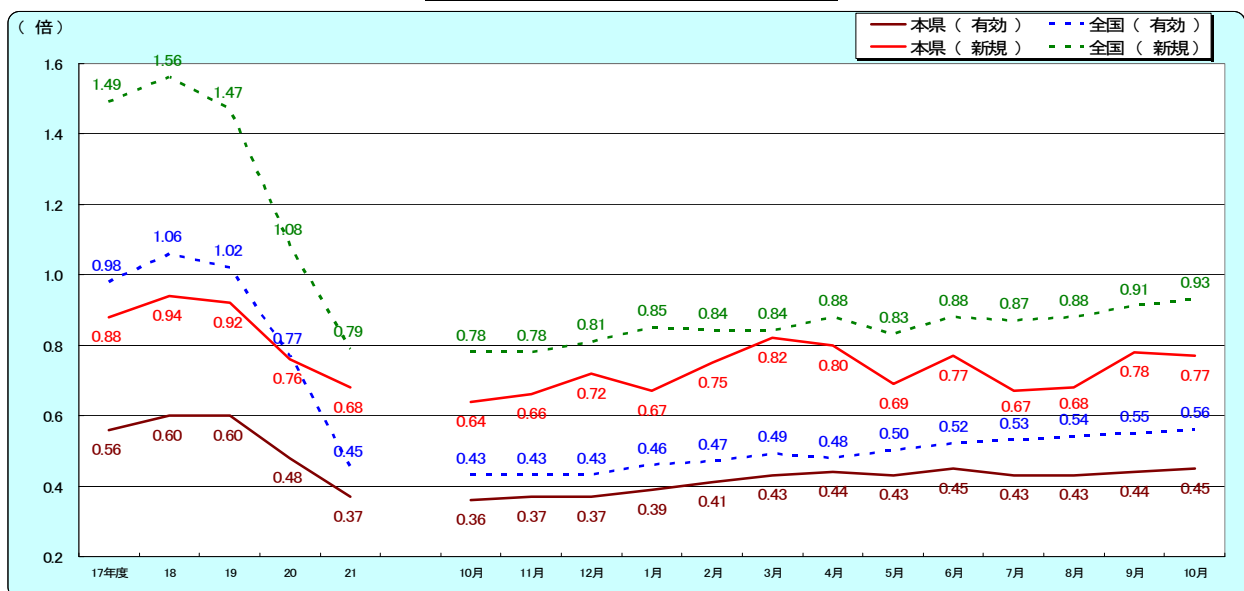
離職求職者の内訳では事業主都合離職者(19.4%減)は11ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(1.7%減)は3ヶ月ぶりに減少となりました。

政府の11月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と2ヶ月連続で基調判断を維持しました。一方、雇用情勢については上方修正し、「依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられる。」と報告されています。

鹿児島県の雇用情勢は厳しい状況が続いています。新規求人は一部の産業で景気後退以前の数値まで戻しているものの、主要産業の殆どが前年の反動や緊急雇用対策事業求人の下支えで維持していることもあり、依然として安定的な求人増とは判断し難い状況です。一方、新規求職者数は前年同月比で減少しているものの、有効求職者数は平年と比べると依然として高水準で推移していることから、今後の動きについては、引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、9月10日に閣議決定された、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」及び、10月8日閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に盛り込まれた雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。
(職業安定部職業安定課)

有効(新規)求人倍率の推移



特定（産業別）最低賃金の自動車（新車）小売業最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局長は、特定（産業別）最低賃金の鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金を改正しました。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金は、現行額700円を10円引上げて1時間当たり710円にすることとし、本年12月24日から発効することとなりました。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正については、本年9月15日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、本年10月25日に同審議会から答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改正することになったものです。

なお、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、本年11月4日に鹿児島地方最低賃金審議会から、現行額688円を4円引上げて1時間当たり692円とする旨の答申を、鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金については、本年11月10日に鹿児島地方最低賃金審議会から、現行額668円を4円引上げて1時間当たり672円とする旨の答申を得ているところであり、現在、それぞれ来年1月5日、1月8日の発効を目指した手続きが進められています。

（労働基準部賃金室）

次世代育成支援対策推進法に基づく 認定企業が出ました!!

新たな認定企業〈平成22年11月1日決定〉

○ 社会福祉法人 幸尋会

(南さつま市・努力義務企業からの認定企業)



認定マーク
愛称「くるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・実施し、行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の要件を満たす企業は、「基準適合事業主」として、鹿児島労働局長の認定を受けることができます。

平成19年4月1日から認定申請が始まり、延べ11社が認定されていますが、今般、新たに上記の1社が認定を受けました。認定企業名一覧は、鹿児島労働局ホームページにおいて掲載中です。http://www.kagoshima.plb.go.jp/etc/seido/danjyo/kigyo_list.html

認定を受けた企業は「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として、上図の認定マーク（愛称「くるみん」）を求人広告、自社の商品やその広告などにつけることができます。今後も、労働局では、多くの企業において認定を目指した取り組みが行われるようにその趣旨、メリットなどの周知啓発に取り組んでいきます。

(雇用均等室)

新たに行動計画策定等が義務となる企業を対象に 一般事業主行動計画策定相談会を 開催します。

平成 23 年 4 月 1 日より次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定・届出等の義務が 301 人以上企業から 101 人以上企業に拡大されます。

そのため、新たに対象になる企業からの事業主行動計画の取り組み内容・方法について、また、既に策定した企業からの認定申請などについての相談を受けるため、相談会を開催します。相談を希望される場合は、事前に雇用均等室あて（Tel099-222-8446）お申し込み下さい。

【相談日・会場】（10 時～16 時、1 企業 50 分）

鹿屋会場 平成 22 年 12 月 7 日(火)（鹿屋市西原 4-5-1 鹿屋合同庁舎 4F 会議室）

川内会場 平成 22 年 12 月 8 日(水)

（薩摩川内市若葉町 4-24 川内合同庁舎 4F 会議室）

加治木会場 平成 22 年 12 月 10 日(金)

（始良市加治木町新富町 98-6 加治木労働基準監督署 2F 会議室）

鹿児島会場（鹿児島市西千石町 1-1 鹿児島労働局西千石庁舎 3F 会議室）

平成 22 年 12 月 14 日(火)、21 日(火)

平成 23 年 1 月 12 日(水)、18 日(火)、25 日(火)、2 月 1 日(火)、8 日(火)、15 日(火)、

2 月 22 日(火)、3 月 1 日(火)、8 日(火)、15 日(火)、23 日(水)

【相談内容】 一般事業主行動計画の策定方法、認定申請について 等

（雇用均等室）